

20180620 2018 年度 SGEC 定時社員總會資料 1

(議案 1,2 監查報告 (2) 報告)



2018年度 定時社員総会資料

日 時 2018年6月20日(水) (13:30~15:30)

場 所 永田町ビル4階 大会議室((一社)日本治山治水協会大会議室)

(千代田区永田町 2-4-3 TEL03-6273-3358)

一般社団法人 緑の循環認証会議
(SGEC/PEFC-J)

別冊 資料

1. SGEC/PEFC-J が作成決定している資料の多くはSGEC/PEFC-JのHPにて参照できる。
2. SGEC文書の一部改正、廃止（案）について
3. 先住民アイヌ民族関係資料

議案第1号

2017年度事業報告について

(2017年4月1日から2018年3月31日)

I. 総括

一般社団法人 緑の循環認証会議 (SGEC/PEFC-J) は、2017年3月29日に開催した第3回理事会で決議された2017年度事業計画に基づき、「SGEC相互承認新国際森林認証制度 (以下「相互承認新認証制度」という。) への円滑な移行」、並びに「2020東京五輪・パラリンピックの競技施設等への森林認証材利用促進に向けた啓発活動」及び「認証材サプライ・チェーンを構築するために地域活動や調査研究活動」の啓発活動、更には「SGEC相互承認新認証制度として管理運用規格の整備」等を中心に事業を実施した。

なお、SGECの事業活動内容には、2016年5月、PEFCとの業務受託契約による日本の国内のPEFCの認証管理機関 (NGB) の業務も併せて実施した。

II. 会議

1. 総会

2017年 (平成29年) 6月29日に千代田区の「永田町ビル4階」において、2017年度 (平成29年度) 定時総会を開催し、提出議案を原案どおり決定した。

議 事

- 議案第1 2016年度 (平成28年度) 事業報告
- 議案第2 2016年度 (平成28年度) 決算報告
- 議案第3 2016年度 (平成28年度) 監査報告
- 議案第4 一般社団法人緑の循環認証会議定款第43条に基づく基金の返還について
- 議案第5 役員を選任について
- 議案第6 その他

【報告事項】

- 2017年度 (平成29年度) 事業計画
- 2017年度 (平成29年度) 収支予算

2. 理事会

(1) 第一回理事会

2017年6月9日に千代田区の「永田町ビル4階」において第一回理事会を開催し、平成28年度の決算書及び事業報告について審議した。

議 事

(1) 議事に付すべき事項

- 議案第1 2016年度(平成28年度)事業報告
- 議案第2 2016年度(平成28年度)決算報告
- 議案第3 2016年度(平成28年度)監査報告
- 議案第4 2017年度(平成29年度)収支予算(案)について
- 議案第5 一般社団法人緑の循環認証会議定款第43条に基づく基金の返還について
- 議案第6 役員の改選及び評議委員の選任について
- 議案第7 その他
 - ① SGEC文書の制定等
SGEC文書2
「SGEC認証制度の管理運営文書」の一部改正
・ SGEC附属文書2-11-1-1
「苦情の調査や解決に関する処理手順」
・ SGEC附属文書2-12-1
「規格制定のプロセスにおけるコンセンサスに関する解釈」
 - ② SGEC附属文書5-2SGEC/PEFC顕彰に関する文書に基づく顕彰について
・ 静岡県富士山世界遺産センターのプロジェクト認証についての顕彰
・ SGEC/PEFCフォトコンテスト優秀作品の顕彰
 - ③ 認証機関の認定に係る国際規格について

(2) 報告事項

2017年度(平成29年度)事業計画

(2) 第二回理事会

2017年9月26日に千代田区の「永田町ビル4階」において第二回理事会を開催し、2017年9月開催の評議委員会の審議結果に基づき、先住民アイヌ規格改訂案に関し審議、決定した。

審議事項

昨年度策定した「SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準5-1-5」に係る認証審査手順」の改正案「(5)審議内容」の審議の結果、提案された改正案について、原案の通り決した。

(3) 第三回理事会

2018年3月28日に千代田区の「永田町ビル4階」において第三回理事会を開催し、2018年度の事業報告、事業計画、収支計画等に関し審議を行い、原案通り決定した。

3. 評議委員会

(1) 第一回評議委員会

2017年6月9日に千代田区の「永田町ビル4階」において第一回評議委員会を開催し第一回理事会に付議すべき事項につき審議し、原案通り了承された。

(2) 第二回評議委員会

2017年9月15日に千代田区の「永田町ビル4階」において第二回評議委員会を開催し、9月6日開催の専門部会最終原案に基づき、第二回理事会に付議する先住民アイヌ規格改訂案を審議し、原案通り了承された。

(3) 第三回評議委員会

2018年3月19日に千代田区の「永田町ビル4階」において第三回評議委員会を開催し、2017年度事業報告、2018年度事業計画、収支計画等に関し審議を行い、原案どおり了承された。

4. 専門部会

2017年9月6日に千代田区の「永田町ビル4階」において専門部会を開催し、評議委員会に付議する先住民アイヌ関係規格改訂案に関し、審議した。

審議事項

「昨年度策定した「SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準5-1-5」に係る認証審査手順」の改正案を作業用原稿として提案「(4)審議内容」の審議の結果、提案された作業用原稿が一部修正の上、最終原稿として決定された。

但し、最終原稿を決定するにあたっては、改正審査手順に基づく認証機関の認証状況、2018年4月から施行が予定されるFSC規格の実施状況及び国際規格を検証し、来年度以降、最終原稿の改正について更に検討することが条件として付された。

なお、本最終原稿は、今後、評議委員会で意見を聴いて、理事会で決議する手続きをとる旨説明された。(具体的には別冊先住民アイヌ民族関係資料参照(注:SGEC/PEFC-J HPにて閲覧可能))

専門部会を含む2017年度の先住民・アイヌ規定改訂に係るSGEC/PEFCの主要会合は、下表のとおりである。なお、具体的な審議内容は、別冊資料「2 先住民族関係資料」のとおりである

2017年度の先住民アイヌ規約改訂に係るSGEC/PEFCの主要会合		
開催年月日	内 容	参加範囲
2017年6月1日	ステークホルダー会議	公開
2017年6月9日	先住民アイヌ関係規約改正検討会の開催	部内関係者
7-8月	先住民アイヌ関係規約改訂事務局原案作成、	SGEC/PEFC-J事務局
	関係者の意見を聴取、部会提出原案に反映	個別訪問
2017年9月6日 午前	先住民アイヌ民族理解講演会の開催	公開
2017年9月6日 午後	第一回専門部会 (先住民アイヌ関係規約改正他)	SGEC 専門委員 オブザーバー参加 あり
2017年9月15日	第二回評議委員会 (先住民アイヌ関係規約改正他)	SGEC 評議委員
2017年9月26日	第二回理事会 (先住民アイヌ関係規約改正他)	SGEC 理事
会場：すべて、千代田区永田町ビル4階会議室		

5. ステークホルダー会合

2017年6月1日に千代田区の「永田町ビル4階」においてステークホルダー会議を開催し、事務局からの説明ののちに、質疑を行った。

- 1 日時 2017年6月1日 14:00~16:00
- 2 場所 東京都千代田区永田町永田町ビル4F 治山治水協会・大会議室
- 3 参加者 全国から40名が参加した。
- 4 議 事
 - (1) 挨拶「1年間を振り返って」 会長 佐々木恵彦
 - (2) 「国際化SGEC 森林認証制度活用の手引き」(SGEC ホームページ掲載)に基づき新制度の実施状況について説明 事務局長 中川清郎
 - (3) 質疑

6. 認証機関との打ち合わせ会合

以下の日程、内容で認証機関との打ち合わせ会合を実施した。

日 時	内 容
2017年4月26日	2017年度事業計画等について説明し、意見交換した。
2017年9月28日	先住民アイヌ関係規約の改訂について説明し、意見交換した
2017年12月19日	以下について説明・意見交換した。 1. SGEC/PEFC 認証材・管理材のパーセンテージ方式による管理 2. 森林管理認証審査におけるサンプリング調査 3. 森林管理認証規格のモニタリング調査 4. 各種審査報告について（「森林管理認証審査調書」「定期審査調査」「CoC 認証審査調書」、「SGEC/PEFC 認証報告書様式」） 5. SGEC 文書改正案について 「SGEC ロゴマークの使用要領」「SGEC 認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について」「顕彰に関する文書」 6. SGEC/PEFC 認証制度の積極的な普及方法について
2018年3月7日	以下について説明・意見交換した。 1. 規約改正について 2. SGEC/PEFC 認証制度の運用について 3. SGEC/PEFC 認証制度の信頼性確保について 4. その他 (1) SGEC/PEFC 認証材のパーセンテージ方式による管理 (2) 登録システム～認証取得者の一覧表 (3) SGEC と PEFC アジアプロモーションズの廃止 (4) PEFC アジアプロモーションズセミナーの開催

7. インターネット（ホームページ（HP））による情報提供

SGEC/PEFC-Jのインターネット上のホームページ（HP）において、認証規格とその解説、開催した会議の結果情報、フォーラム、セミナー、展示会などの参加案内と結果報告及び認証事業体の公示を行った。

8. 東京オリンピック・パラリンピック組織委員会（TOCOP）の調達ワーキンググループ（WG）への出席

2017年度に東京オリンピック・パラリンピック組織委員会（TOCOP）が実施した「紙・パルプの調達基準」に係るワーキンググループ（WG）会合に、オブザーバーとして参加した。WG会合ではNGO等からPEFC規格と泥炭地、先住民、労働者の人権、認証林以外からの木質原料材の使用に関し、問題提起があった。マレーシアのNGB（MTCC）、インドネシアのNGB（IFCC）他と協力し、問題の解明に努め、WG及びTOCOPに対し説明した。

Ⅲ. 認証業務

認証森林、認証CoC企業（管理事業体）及びライセンス番号並びに認証機関の公示を行った。その概要は、次のとおりである。

1. 認証実績及びロゴマーク使用ライセンス番号取得状況

- (1) 2018年2月28日現在
「SGEC/PEFC認証森林」：1,665,763.85ha
- (2) 2018年2月28日現在
「SGEC/PEFC認証CoC企業」：808企業
- (3) 2018年2月28日現在
SGEC/PEFCロゴマーク使用ライセンス番号取得者数
：555企業

2. 2011～2017年度末現在の認証森林面積、CoC企業数の推移

年	認証森林(FM)面積	CoC企業数	備考
2011	864,351.26	408	2011.3.31 現在
2012	887,932.59	379	2012.3.31
2013	968,168.28	381	2013.3.27
2014	1,248,231.16	376	2014.3.31
2015	1,254,642.03	343	2015.3.31
2016	1,470,501.08	364	2016.3.31
2017	1,611,326.04	612	2017.3.31
2018	1,716,268.15	810	2018.3.31

3. 公示認定認証機関

PEFCとの相互承認以降に公示した認定認証機関は、以下のとおりである。

公示 認定 認証機関	連絡先
認証分野： SGEC-FM, SGEC-CoC, PEFC-CoC 認証 (一社) 日本森林技術協会 森林認証室	TEL: 03-3261-5516 FAX: 03-3261-6849 E-mail: seki_a@jafta.or.jp URL http://www.jafta.or.jp/
認証認証： SGEC-FM, SGEC-CoC, PEFC-CoC 認証 (一財) 日本ガス機器検査協会 JIA-QA センター 環境検証室 EPA グループ	TEL: 03-3586-1686 FAX: 03-5570-9566 E-mail: EPA01@jia-page.or.jp URL http://www.jia-page.or.jp/
認証分野： SGEC-FM, SGEC-CoC, PEFC-CoC 認証 SGS ジャパン株式会社 認証・ビジネスソリューションサービス 森林認証部	TEL: 045-330-5047 FAX: 045-330-5022 E-mail: jpforest@sgs.com URL http://www.jp.sgs.com
認証分野：PEFC-CoC Control Union World Group (株式会社 Control Union Japan)	TEL: 03-6659-4750 FAX: 03-6368-6403 E-mail: infojp@controlunion.com URL: https://www.petersoncontrolunion.com/ja
認証分野：PEFC-CoC ソイル・アソシエーション ウッドマーク (アマタ株式会社 環境認証チーム)	TEL: 03-5215-8326 FAX: 03-5215-3040 E-mail: ninsho@amita-net.co.jp URL: http://www.aiec-net.co.jp/

IV. 普及・広報業務

2017年度事業方針を踏まえ、森林認証フォーラム、森林認証セミナー、普及メディア作成、展示会への出展、写真コンテスト、及び顕彰等事業を実施した。

1. 森林認証フォーラム

2017年6月2日に、東京、四谷の主婦会館で「SGEC/PEFC-J森林認証フォーラム in 東京」を実施し、約135名が参加した。

- 1 開催日時 2017年6月2日 13:30~16:30 (参加料; 無料)
- 2 場 所 主婦会館プラザエフ B2Fクラルテ (会議室)
- 3 内 容

開会の挨拶 一般社団法人緑の循環認証会議 (SGEC) 会長 佐々木恵彦
来賓挨拶 林野庁次長 沖 修司 氏

○ 第一部 基調講演 「森林認証材の活用と普及について」

ナイス株式会社 取締役常務執行役員 鈴木 敦 氏

○ 第二部 フォーラム

コーディネータ 東京大学名誉教授 安藤 直人氏

パネリスト (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント

・相談員協会 (NACS) 大石美奈子 氏

王子木材緑化株式会社 代表取締役社長 大原寛信 氏

ナイス株式会社 取締役常務執行役員 鈴木 敦 氏

株式会社竹中工務店 木質・建築推進本部長 松崎裕之 氏

共催 NPO 法人 PEFC アジアプロモーションズ

協賛 持続可能な日本産農林水産物の活用推進協議会

公益社団法人 国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」助成事業

2. 森林認証セミナー等

「SGEC/PEFC森林認証セミナー」を東京、愛媛、岡山で実施した。また、説明会を北海道で2回、長崎で1回実施した。

(1) SGEC/PEFC森林認証セミナー in 東京

ア. 2017年8月23日及び29日の2回、東京永田町ビル及び三会堂ビルにおいて、森林認証制度セミナーを行った。同セミナーは特に CoC 認証取得企業の実務者向けに、ロゴの取り扱い、プロジェクト認証、オリンピックに関する動き等に焦点を当て実施し、両日合わせて約210名が参加した。

イ. 2018年3月21日に東京永田町ビル及び三会堂ビルにおいて、NPO法人PEFCアジアプロモーションズと共催で、「今最も注目されるSDGsと

国際森林認証SGEC/PEFC」セミナーを行い、約150人が参加した。

開催日時 2018年3月20日(火) 13:30~16:40

開催場所 石垣記念ホール 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル9F
セミナー&展示(SGEC/PEFC 認証品及びパネル展示)

第一部 基調講演「SDGsの理念、今なぜSDGsなのか？」

講師 蟹江憲史氏 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 国連大学
サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS) シニアリサーチフェロー

第二部 講演「SDGsと国際森林認証SGEC/PEFC」

講師 PEFCアジアプロモーションズ プロジェクト・開発部長 堀尾牧子

第三部 認証企業の具体的事例紹介

【日本製紙株式会社紙パック営業統括部、株式会社トンボ鉛筆知財部】

(2) 森林認証制度普及・啓発委員会の開催

2017年10月4日及び31日に永田町ビル4階会議室において、SGEC/PEFC事務局の部内検討会として、国際森林認証制度の普及・啓発委員会(委員:安藤直人(木材・合板博物館長)、野口隆幸(物林元社長)、石山幸男(林政ジャーナリスト)、宮代博幸(ナイス株式会社営業統括部長)氏の他SGEC/PEFC事務局2名)を開催した。同委員会では、PEFCと相互承認を実施したSGEC/PEFC認証制度の今後の普及・啓発、認証材の需要の開発・拡大につき委員から率直なご意見をいただき、野口、石山委員には、愛媛、岡山県のセミナーにも講師として参加いただいた。

(3) SGEC/PEFC森林認証セミナー2017 in 愛媛

2017年11月29日に愛媛県松山市の愛媛県林業会館において、愛媛県の協力のもとにNPO法人PEFCアジアプロモーションズと共催で森林認証セミナーを実施した。同セミナーでは、今後の認証材の流通、認証実務の進め方、地域での課題について説明し、討論を行った。約50名が参加した。

(4) SGEC/PEFC森林認証セミナー2017 in 岡山

2017年12月20日に、岡山県岡山市内テクノサポート岡山において、NPO法人PEFCアジアプロモーションズ及び岡山県との共催による森林認証セミナーを実施した。同セミナーでは、今後の認証材の流通、認証実務の進め方、地域での課題について説明し、討論を行った。約40名が参加した。

(5) 北海道森林認証制度説明会

2017年8月1日に帯広市の十勝広域森林組合会議室で、また、同8月2日に北海道札幌市の北海道林業会館で、行政担当者、認証事業者実務者を対象に森林認証制度説明会を実施し、国際化したSGEC/PEFC森林認証制度（1年の歩みと当面の諸問題）認証制度の概要、認証実務に関し説明、質疑を実施した。それぞれ約50名が参加した。

(6) 長崎県森林認証制度説明会

長崎県からの依頼により2017年12月13日に、長崎県対馬市厳原地区公民館で開催された長崎県対馬森林認証制度普及セミナーに講師を派遣した。同セミナーでは、森林認証制度の概要、森林認証制度の今後について講演した。

3. 普及メディアの作成

以下の冊子、普及セミナー・説明会用資料、展示会等での展示用品、パンフレットを作成し普及広報に利用した。

2017年度 普及啓発用品の作成						
番号	品名	支番	内容	数量	利用	備考
1	冊子		国際化した森林認証制度活用の手引き(2017年4月1日)	500部	森林認証フォーラム、認証機関会合などで配布、	HPに掲載
2	説明用資料	1	SGEC/PRFC 森林認証セミナー資料(2017年)	500部	森林認証セミナー等で配布	
		2	PPTで説明資料		PPT説明資料は放映、コピーを説明用に配布	
3	展示用品	1	バナー・立て看板	1式	フォーラム、セミナー、会議で使用	
		2	木製展示棚	1式	展示会で使用	
		3	SGECロゴ入りコースター	500個	展示会で使用、配布	
		4	認証事業者一覧パネル	1枚	展示会(エコプロ)で使用	
4	パンフレット 4種	1	「世界が環境に注目」 (SGEC PEFC-J 国際森林認証制度 2017年10月)	1000部	展示会、会合などで無償配布 需要に応じ有償販売	HPに掲載
		2	「資源循環型社会の実現」 (SGEC PEFC-J 国際森林認証制度 2017年10月版)	1000部		HPに掲載

		3	「責任ある選択のために」 SGEC/PEFC-J国際森林 認証制度のアウトライン【201 7年11月	1000 部		HPに掲 載
		4	「地球を守り、森林を守る国際 ルール」SGECとPEFCのは なし(2017年12月)	1500 部		HPに掲 載

4. 展示会への出展、参加

以下の展示会に参加し、パネル、ロゴマーク付き木・紙製品等を展示し、また、パンフレットを配布した。ジャパン建材展、エコプロ展では説明員を配置した。また、SGEC/PEFCミニセミナーの実施要望がある場合、講師を派遣した。

展示会への参加

	実施期間 2017年度	展示会名	主催者	場所	参加状況
1	2017年度 5月31日 (水)～6 月2日 (金)	建築再生展	建築再生展 組織委員会	東京ビッ グサイト 西棟	アトリエ4Aブースの一部でSGEC/PEFC のパネル展示、パンフレット配布を実 施。
2	8月24 (水) ～29(火)	ジャパン建材展	JKホールデ ィング	東京ビッ グサイ ト 東棟	主催者が1小間無償提供 パネル、展示物、パンフレット を展示。アジアプロモーションズと分担して 説明員を常時1～2名配置
3	2017年度 10月27 (金) ～30(月)	木工機械展の ウッドワンダーラン ド	日本木工機 械 工業会	ポートメ ッセ なごや第 二展示館	主催者が1小間無償提供 パネル、展示物、パンフレット を郵送し、木工機械工業会が展示。
4	2017年度	エコプロ2017 環境とエネルギー の未来展	日経新聞 文化事業部	東京ビッ グサイ ト 東棟	主催者から1小間有償借上
	12月7 (木)、 8(金)、 9日(土)				鹿沼市協同出展 アジアプロモーションズと 分担して説明員を常時1～2名配置。隣接 するAPP社依頼によりミニ講座講師、関係 県会社にパンフおきを依頼

5	2018年2月16(金),17(土),18(日)	住まいのNICE耐震博覧会	NICE	東京ビッグサイト東棟	主催者から小間提供とパネルなど展示物の借用依頼あり。パネル、パンフレット郵送。
6	2018年3月16日(金)～17日(土)	ジャパン建材展	JKホールディング	東京ビッグサイト東棟	主催者が1小間無償提供 パネル、展示物、パンフレットを展示。 アジアプロモーションズと分担して説明員を配置

5. 写真コンテスト

2017年にPEFC本部の招請を受けて、PEFCフォトコンテストに参加し、HPで日本国内の写真愛好家に参加を呼び掛けたところ、4月22日から6月5日までに470点の優れた写真の応募があった。

顕彰規定により審査委員会を設置し審査し、優秀作品5点を表彰した。PEFC本部主催のコンテストに推薦したが、本部での入賞は逃した。

6. 顕彰

プロジェクト認証に関し、「静岡県富士遺産センター外装木組み格子」がSGEC/PEFC-Jの認証機関である日本ガス機器協会(JIA)により認証され、2017年7月27日にJIA事務所において認証書授与式が行われた。また同案件に関し、プロジェクト認証第1号認証案件として、顕彰の申請があり、12月5日には顕彰規定に基づき、発注者である静岡県知事に表彰状を授与した。

V. PEFC NGB(日本のPEFC認証管理団体：PEFC-J)としての活動

1. PEFCの会議・研修

(1) PEFC総会

2017年11月15日にフィンランド(ヘルシンキ)で開催されたPEFC総会、及び、16日のステークホルダー対話集会に参加した。この総会では、主要事項として、ルーマニア、マケドニア、タイがNGBメンバーとして承認、PEFCの予算、会費、役員を選任、PEFC ST1001:2017の承認が原案どおり承認された。PEFC規約改訂のポイントは、NGBの相互承認更新のためのPEFCの審査手続きが、「相互承認期限の前日までに各国の認証管理団体(NGB)が更新の意向を通知すること」である。

(2) PEFC研修

2017年4月25日から28日にかけて、CoC有資格研修講師養成プログラム(QTP)の本部研修2回目、それに引き続き定例のPEFCメンバーミーティングがジュネーブで開催され、PEFCアジアプロモーションから堀尾、SGEC事務局から高原が参加した。QTPでは、研修参加国から実際の認証審査見学の状況が報告されるとともに、各国でのCoC研修のオーガナイズの仕方についての説明が行われた。メンバーミーティングでは、相互承認に関するPEFC基準改定プロセスの状況、PEFCの普及・拡大戦略に関する説明がPEFC事務局より行われた。

(3) PEFCとの協議会

PEFC CEOベン ガニバーク事務局長が2017年6月に来日した機会に、PEFCアジアプロモーションズとともに、20日にはSGEC事務所にて当面の懸案に関し事務打ち合わせを、また、22日には、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会(TOCOP)会議室にて担当局長との表敬打合わせ会議を実施した。

(4) 認証森林及びCoC企業のPEFCへの登録状況

相互承認規格に基づき国内で認証された森林及びCoC企業のPEFC登録制度に基づく登録状況は次表の通りである。現状は、相互承認制度への移行期であったことから、国内で認証された総森林面積及びCoC企業件数に比較して、PEFCへ登録された面積、件数は少ないが、今後、相互承認規格に基づく事業が本格化する中で、速やかにPEFCへの登録を進める。なお、PEFC登録制度に基づく登録により、国内で認証された森林及びCoC企業が世界に発信される。

認証森林及びCoC企業のPEFCへの登録状況

(2018年3月31日現在)

区分	国内総認証 (A)	うち PEFC 登録 (B)	登録率 (B) / (A) (%)
認証森林 FM (ha)	1,611,326	1,333,209	83
認証 CoC 企業 (件数)	810	440	54

貸借対照表

(2018年 3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 △減
I 資産の部			
1. 流動資産			
・現金預金	9,419,927	14,327,938	△ 4,908,011
・未収会費	50,000	0	50,000
・未収金	0	774,235	△ 774,235
流動資産合計	9,469,927	15,102,173	△ 5,632,246
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
・基金積立金	7,000,000	0	7,000,000
特定資産合計	7,000,000	0	7,000,000
固定資産合計	7,000,000	0	7,000,000
資産合計	16,469,927	15,102,173	1,367,754
II 負債の部			
1. 流動負債			
・預り金	91,038	50,629	40,409
・未払法人税等	0	1,843,300	△ 1,843,300
流動負債合計	91,038	1,893,929	△ 1,802,891
負債合計	91,038	1,893,929	△ 1,802,891
III 正味財産の部			
1. 指定財産期末残高	0	0	0
2. 一般正味財産期末残高	16,378,889	13,208,244	3,170,645
正味財産合計	16,378,889	13,208,244	3,170,645
負債及び正味財産合計	16,469,927	15,102,173	1,367,754

正味財産増減計算書

(2017年 4月 1日から2018年 3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 △ 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 会費収入	2,400,000	2,400,000	0
・正会員会費収入	1,000,000	1,000,000	0
・賛助会員会費収入	1,400,000	1,400,000	0
② 公示料収入	50,598,239	36,534,493	14,063,746
・F M 公示料	1,549,383	2,603,467	△ 1,054,084
・C o C 公示料	49,048,856	33,931,026	15,117,830
③ 助成金収入	1,648,000	2,391,000	△ 743,000
・助成金収入	1,648,000	2,391,000	△ 743,000
④ 雑収入	184,054	3,261,141	△ 3,077,087
・利息収入	114	99	15
・雑収入	183,940	3,261,042	△ 3,077,102
経常収益計	54,830,293	44,586,634	10,243,659
(2) 経常費用			
① 事業費	44,997,326	29,933,762	15,063,564
・報酬給与費	5,880,000	3,069,500	2,810,500
・福利厚生費	232,061	79,916	152,145
・会議費	297,860	158,748	139,112
・旅費交通費	191,680	199,878	△ 8,198
・普及啓発費	6,819,004	1,872,048	4,946,956
・本部分担金	3,156,399	3,161,657	△ 5,258
・本部開発費	3,566,487	5,865,556	△ 2,299,069
・事業推進費	327,769	19,458	308,311
・業務委託費	24,000,000	15,200,000	8,800,000
・会議室使用料	164,890	197,350	△ 32,460
・公租公課	70,000	70,015	△ 15
・事業雑費	291,176	39,636	251,540
② 管理費	6,662,322	3,441,735	3,220,587
・報酬給与費	2,520,000	1,315,500	1,204,500
・福利厚生費	99,453	34,252	65,201
・旅費交通費	428,460	503,262	△ 74,802
・通信運搬費	239,971	303,279	△ 63,308
・事務機リース料	0	677,190	△ 677,190
・備品・消耗品費	1,525,900	243,720	1,282,180
・借室料	1,559,280	245,520	1,313,760
・交際費	10,000	16,200	△ 6,200
・会費分担金	100,000	50,000	50,000
・雑費	179,258	52,812	126,446
経常費用計	51,659,648	33,375,497	18,284,151

評価損益等調整前当期経常増減額	3,170,645	11,211,137	△ 8,040,492
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,170,645	11,211,137	△ 8,040,492
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	1,843,300	△ 1,843,300
当期一般正味財産増減額	3,170,645	9,367,837	△ 6,197,192
一般正味財産期首残高	13,208,244	3,840,407	9,367,837
一般正味財産期末残高	16,378,889	13,208,244	3,170,645
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	16,378,889	13,208,244	3,170,645

収支計算書

(2017年 4月 1日から2018年 3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 △減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1)会費収入	2,400,000	2,400,000	0
・正会員会費収入	1,000,000	1,000,000	0
・賛助会員会費収入	1,400,000	1,400,000	0
(2)公示料収入	37,000,000	50,598,239	13,598,239
・F M 公示料	3,000,000	1,549,383	△ 1,450,617
・C o C 公示料	34,000,000	49,048,856	15,048,856
(3)助成金収入	2,600,000	1,648,000	△ 952,000
・助成金収入	2,600,000	1,648,000	△ 952,000
(5)雑収入	210,000	184,054	△ 25,946
・利息収入	10,000	114	△ 9,886
・雑収入	200,000	183,940	△ 16,060
事業活動収入計	42,210,000	54,830,293	12,620,293
2. 事業活動支出			
(1)事業費	44,020,000	44,997,326	977,326
・報酬給与費	6,000,000	5,880,000	△ 120,000
・福利厚生費	1,000,000	232,061	△ 767,939
・会議費	200,000	297,860	97,860
・旅費交通費	1,000,000	191,680	△ 808,320
・普及啓発費	6,000,000	6,819,004	819,004
・本部分担金	1,920,000	3,156,399	1,236,399
・本部開発費	3,100,000	3,566,487	466,487
・事業推進費	300,000	327,769	27,769
・業務委託費	22,000,000	24,000,000	2,000,000
・会議室使用料	300,000	164,890	△ 135,110
・公租公課	2,000,000	70,000	△ 1,930,000
・事業雑費	200,000	291,176	91,176
(2)管理費	6,150,000	6,662,322	512,322
・報酬給与費	2,600,000	2,520,000	△ 80,000
・福利厚生費	500,000	99,453	△ 400,547
・旅費交通費	600,000	428,460	△ 171,540
・通信運搬費	300,000	239,971	△ 60,029
・備品・消耗品費	800,000	1,525,900	725,900
・借室料	1,200,000	1,559,280	359,280
・交際費	50,000	10,000	△ 40,000
・会費分担金	50,000	100,000	50,000
・雑費	50,000	179,258	129,258
(3)その他の事業活動支出	0	1,843,300	1,843,300
・公租公課	0	1,843,300	1,843,300
事業活動支出計	50,170,000	53,502,948	3,332,948
事業活動収支差額	△ 7,960,000	1,327,345	9,287,345

Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	7,000,000	7,000,000	0
投資活動支出計	7,000,000	7,000,000	0
投資活動収支差額	△ 7,000,000	△ 7,000,000	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	91,544	-----	91,544
当期収支差額	△ 15,051,544	△ 5,672,655	9,378,889
前期繰越収支差額	15,051,544	15,051,544	0
次期繰越収支差額	0	9,378,889	9,378,889

財産目録

(2018年 3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	・現金	・手元保管	運転資金として	73,164
	・預金	・普通預金		9,346,763
	・未収会費			50,000
流動資産合計				9,469,927
(固定資産)				
特定資産	・基金積立金			7,000,000
固定資産合計				7,000,000
資産合計				16,469,927
(流動負債)				
	・預り金			91,038
流動負債合計				91,038
負債合計				91,038
正味財産				16,378,889

監 査 報 告 書

永田町ビル4階 一般社団法人 日本治山治水協会の会議室において、一般社団法人 緑の循環認証会議の2017年度（2017年4月から2018年3月）の理事の職務の執行状況及び決算について監査を行い、当該年度の事業報告内容並びにこれらに係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）とその証拠書類等を照合したところ、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はなく、正確かつ適正に処理されており妥当であることを認めました。

2018年5月17日

一般社団法人 緑の循環認証会議

監 事 萩原 宏



監 事 井上幹博



報告事項 1

2018年度 事業計画について

(2018年4月1日から2019年3月31日)

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」は、世界はもとより、日本においても企業経営や行政推進の理念として、積極的に取り組まれており、今や世界の経済社会の枠組みを大きく変える動きとなってきている。このような動きの「鍵」は、「環境」や「社会」であり、「持続可能性」である。

一般的に、森林認証制度は、SDGsとの親和性が高く、SDGsの達成に貢献する有効な制度であると評価がなされている。今後のSGEC/PEFC森林認証制度の普及・啓発に当たっては、森林認証制度がSDGsを実践する制度としての位置づけのもと、効果的な活動を展開することが重要となってきている。

このような状況の中で、2020年東京五輪・パラリンピックの競技施設等の整備に、持続可能な森林経営から生産された認証材の使用が実現し、これが契機となって、現在、全国各地でFM森林管理認証やCOC認証の取得の動きが活発化している。

このことが、“レガシー”となって、森林認証制度をツールとした持続可能な森林経営を推進する大きな原動力になることが期待されている。そして、約1,000万haに及ぶ成熟しつつある日本の人工林の持続可能な経営の実現に向けて大きなインセンティブを与えることに強い期待が寄せられている。

近年、アジアを中心とした地域において、経済が急速に発展する中で、PEFC国際認証制度の相互承認に向けた活動が活発化してきている。アジアを中心とした地域において、PEFC認証制度ネットワークの普及を実現するためには、関係各国に対して、PEFCとの相互承認の推進に向けた普及・啓発活動を活発化することと併せて、各国のPEFC相互承認認証制度の適正かつ厳格な運用について相互に啓発し、PEFC認証制度ネットワークに対する「信頼と安心」を確立することが極めて重要となっている。

このような中で、発達した木材市場を有し、かつ、この度の五輪・パラリンピック施設への認証材利用を啓発した経験を有する日本に対しては、PEFC認証制度の普及に向けて、先導的な役割を果たすことへの強い期待が寄せられている。

一方、我が国においては、少子高齢化に伴う人口減少が社会問題となる中で、木材需要の減少が懸念されている。このような中、国内林業の発展を期するためには、国産認証材サプライ・チェーンの構築による国産材振興と併せて、国産認証材輸出も視野に入れた貿易ビジネスの展開が求められている。今、環境重視の世界経済へと、その枠組みが大きく変革する中で、持続可能な森林経営を実現する森林認証制度の役割に対する関心はとみに高まりつつあり、認証材をツールとした企業の環境ブランドビジネスの展開による国内林業・木材産業の振興に大きな期待が寄せられている。

SGECは、2016年6月にPEFC国際森林認証と相互承認が認められ、以来SGEC相互承認新認証制度へ移行措置を進めてきたが、現時点では、この作業はほぼ終了した段階にある。今後は、より適格な認証制度の運営を期して、必要な認証規格の見直しを行い、SGEC/PEFC認証制度の完成度を高めていく必要がある。

以上のような考え方に基づき次の事業を実施する。

1 アジア中心とした地域のSGEC/PEFC認証制度の普及・啓発

極東・アジア・オセアニア地域の国に働きかけSGEC/PEFC国際フォーラムを開催すると共に、関係国の認証管理団体と緊密に連携し、PEFCとの相互承認を普及・啓発し、アジアを中心として地域において、PEFC認証制度のネットワークとPEFC認証材のサプライ・チェーンの構築に資する。

また、森林認証規格（FM規格）について、SDGsの17の目標及び169のターゲットとの関連について分析・評価を行い、森林認証制度の普及啓発資料とする。

2 2020年東京五輪・パラリンピックの競技施設への認証材使用の促進

2020年東京五輪・パラリンピックの競技施設への認証材使用の促進するために、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等関係機関へ積極的に働きかけることはもとより、関係企業に対してSGEC/PEFC認証材に係る情報を提供し、全国で生産されるSGEC/PEFC認証材の東京五輪・パラリンピックの競技施設への利用が促進されるよう啓発活動を積極的に行う。

3 SGEC/PEFC認証材のサプライ・チェーンの構築

2020年東京五輪・パラリンピックの競技施設への認証材使用が”レガシー”となって、ポスト東京五輪・パラリンピックに向けて、公共施設や企業の環境ブランド志向の動きを支援し、認証材需要の拡大に努める。

このため、SGEC/PEFC登録制度を的確に運用することにより、ステークホルダーに適時適切に認証情報の提供を進め、認証材サプライ・チェーンの構築による認証材ビジネスの活性化に貢献するよう努める。

特に、F M森林管理認証やC o C認証企業の認証材生産情報をホームページ上で提供するとともに、地方でのセミナーを積極的開催し、認証材ビジネスの活性化による国内認証材サプライ・チェーンを構築に資するとともに、認証材輸出の活性化を支援する。

4 S G E C / P E F C相互承認認証規格の定着と充実

P E F C国際規格や国内法の改正、更には森林管理に対する新しい知見に基づくほか、認証機関の認証実施状況を検証しつつ、必要な認証規格や運用規定の改正を行い、S G E C / P E F C認証制度の完成度を高める。

特に、P E F C本部が開催する会議に積極的に出席し、必要な情報を得るとともにS D G sの視点から検証を行い認証規格の見直し等を行う。

また、アイヌ民族の問題については、極めて重要であるとの認識のもとに、専門部会内に作業部会を設置し、関係団体、有識者等の意見を聴き、アイヌ民族が先住民としての尊厳が一層尊重されるように関係規格を検討する。

5 信頼される認証体制の確立

S G E C / P E F C認証制度は、認証管理団体としてのS G E C / P E F C (スキームオーナー)、認定機関、認証機関がそれぞれ厳正に独立し、I S O国際規格に基づきそれぞれ責務を果たすことが、信頼される制度としての存立する重要な要件となっている。このことを十分考慮し、認定機関、認証機関と緊密な連携のもとに意見交換を行い適正に認証制度が運営されるよう努める。

特に、認証機関とはS G E C / P E F C認証規格について常に情報交換を行い、認証機関によって、S G E C / P E F C認証規格に基づき的確な認証が行われるよう努める。

6 S G E C / P E F C-J認証業務等の執行体制の充実

S G E C / P E F C-J定款の総則の一部を改正するとともに、2018年3月31日付けでの「特定非営利活動法人 P E F Cアジアプロモーションズ」の解散に伴い、同法人のP E F Cに関する豊富な経験を有する要員をS G E C / P E F C事務局に配置し、P E F Cとの相互承認認証制度はもとより、日本国内のP E F C認証制度を管理する機関としての業務体制を充実する。

7 会員の拡大

多くのステークホルダーの参画のもとにS G E C / P E F C認証制度が運営できるよう正会員の拡大に努める。また、S G E C / P E F C認証制度の趣旨に賛同し、財政的支援をしていただく賛助会員の拡大も併せて推進する。

8 広報の充実

PEFCアジアプロモーションとの合併を機に、ホームページの充実を行い、SGEC/PEFC認証に関する情報を適時適切に提供するとともに、他団体が開催する各種の会議やフェアに積極的に出席・参画し、SGEC/PEFC認証制度の普及・啓発に努める。

報告事項 2

2018年度 収支予算（案）について

収支予算書(案)

2018年 4月 1日から2019年 3月31日まで			
(単位:円)			
科 目	予算額	前年度予算額	増 △減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 会費収入	2,400,000	2,400,000	0
・正会員会費収入	1,000,000	1,000,000	0
・賛助会員会費収入	1,400,000	1,400,000	0
(2) 公示料収入	48,000,000	37,000,000	11,000,000
・FM公示料	2,000,000	3,000,000	△ 1,000,000
・CoC公示料	46,000,000	34,000,000	12,000,000
(3) 助成金収入	2,400,000	2,600,000	△ 200,000
・助成金収入	2,400,000	2,600,000	△ 200,000
(5) 雑収入	1,101,000	210,000	891,000
・利息収入	1,000	10,000	△ 9,000
・雑収入	1,100,000	200,000	900,000
事業活動収入計	53,901,000	42,210,000	11,691,000
2. 事業活動支出			
(1) 事業費	41,680,000	44,020,000	△ 2,340,000
・報酬給与費	16,380,000	6,000,000	10,380,000
・福利厚生費	800,000	1,000,000	△ 200,000
・会議費	300,000	200,000	100,000
・旅費交通費	300,000	1,000,000	△ 700,000
・普及啓発費	7,000,000	6,000,000	1,000,000
・本部分担金	3,200,000	1,920,000	1,280,000
・本部開発費	4,000,000	3,100,000	900,000
・事業推進費	400,000	300,000	100,000
・業務委託費	8,600,000	22,000,000	△ 13,400,000
・会議室使用料	300,000	300,000	0
・公租公課	100,000	2,000,000	△ 1,900,000
・事業雑費	300,000	200,000	100,000
(2) 管理費	12,500,000	6,150,000	6,350,000
・報酬給与費	7,020,000	2,600,000	4,420,000
・福利厚生費	350,000	500,000	△ 150,000
・旅費交通費	800,000	600,000	200,000
・通信運搬費	300,000	300,000	0
・備品・消耗品費	800,000	800,000	0
・借室料	2,900,000	1,200,000	1,700,000
・交際費	30,000	50,000	△ 20,000
・会費分担金	100,000	50,000	50,000
・雑費	200,000	50,000	150,000
(3) その他の事業活動支出	1,000,000	0	1,000,000
・公租公課	1,000,000	0	1,000,000
事業活動支出計	55,180,000	50,170,000	5,010,000
事業活動収支差額	△ 1,279,000	△ 7,960,000	6,681,000

Ⅱ 投資活動収支の部			0
1. 投資活動収入			0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			0
・特定資産取得支出	8,000,000	7,000,000	1,000,000
投資活動支出計	8,000,000	7,000,000	1,000,000
投資活動収支差額	△ 8,000,000	△ 7,000,000	△ 1,000,000
Ⅲ 財務活動収支の部			0
1. 財務活動収入			0
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			0
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	99,889	91,544	8,345
当期収支差額	△ 9,378,889	△ 15,051,544	5,672,655
前期繰越収支差額	9,378,889	15,051,544	△ 5,672,655
次期繰越収支差額	0	0	0

(注)

1. 2018年度短期借入金の限度額を500万円とする。
2. 会費は、2018年9月末までに1/2を、また、残額を3月末までに納入するものとする。但し、特別な事情がある場合には、本会議と打合せの上、時期を定めて納入することが出来る。

議案第 3

SGEC文書の一部改正、廃止（案）について

SGEC/PEFC文書の改正、廃止（案）は次のとおりである。

なお、改正、廃止文書（案）の具体的内容は別冊資料「3文書の一部改正（案）について」のとおりである。

SGEC/PEFC文書の改正、廃止（案）

○ SGEC 文書 1	一般社団法人 緑の循環認証会議 定款（改正案）
○ SGEC 文書 2	SGEC 認証制度の管理運営に関する文書（改正案）
○ SGEC 附属文書 2-2	SGEC ロゴマークの使用要領（改正案）
○ SGEC 附属文書 2-2-2-1	SGEC 認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について（案・新規）
○ SGEC 文書 4	SGEC-CoC 認証ガイドライン（改正案）
○ SGEC 文書 5-2	SGEC/PEFC 顕彰に関する文書（改正案）
○ SGEC 附属文書 2-10-4	「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II.3.1.2」及び「II.3.2.2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」（廃止）
○ SGEC 附属文書 2-10	SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項の一部改正

議案第 4 その他

20180620 SGEC 定時社員総会資料2 別冊

議案第3 SGEC 文書の一部改正、廃止について

別冊

SGEC 文書の一部改正、廃止 について

目次

- 一般社団法人緑の循環認証会議 定款（改正案）
- SGEC 認証制度の管理運営に関する文書
- SGEC ロゴマークの使用要領
- SGEC 認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について
- SGEC-CoC 認証ガイドライン
- SGEC 附属文書 2-10-4「SGEC 附属文書 2-10「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3. 1. 2」及び「II. 3. 2. 2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」（廃止）
- SGEC 附属文書 2-10 SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項の一部改正

一般社団法人緑の循環認証会議 定款（改正案）

2018 年度定時社員総会

<p>SGEC文書 1 2011 社員総会 2018. 00. 00</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人緑の循環認証会議 定款（改正案）</p> <p>（名 称）</p> <p>第1条 当法人は、一般社団法人緑の循環認証会議と称する。その英語名は、<u>Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes</u>とし、略称をSGEC/PEFC ジャパン (SGEC/PEFC-J)、呼称をエスジェック・ピーイーエフシー・ジャパンとする。</p> <p>（目的）</p> <p>第3条 当法人は、我が国において、<u>持続可能な森林経営の実現を目指す森林認証制度を管理運営し、そのもとで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。</u></p> <p>また、<u>当法人は、PEFC との相互承認を行い、国際的な立場から持続可能な森林経営の実現を目指す PEFC 国際森林認証制度のネット</u></p>	<p>SGEC文書 1 2011 社員総会 2014. 2. 3</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人緑の循環認証会議 定款（現行）</p> <p>（名 称）</p> <p>第1条 当法人は、一般社団法人緑の循環認証会議と称する。その英語名は、Sustainable Green Ecosystem Councilとし、略称をSGEC、呼称をエスジェックとする。</p> <p>（目 的）</p> <p>第3条 当法人は、我が国において、持続可能な森林経営を広く普及するとともに、そこで産出される木材等の有効な利用を推進し、森林整備水準の向上及び林業の活性化等を通して、循環を基調とする潤いのある社会の構築と緑豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。</p>
--	--

ワークに参画するとともに、PEFCの委任団体として日本国内におけるPEFC国際森林認証制度の管理を代行する。

2 当法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 森林管理及びその生産物の生産・加工・流通に係る認証等森林認証制度の管理運営に係る事業
- (2) PEFC国際森林認証制度との相互承認に係る事業
- (3) 持続可能な森林経営に関する調査・普及
- (4) CO₂吸収など森林機能及び森林技術の調査・普及
- (5) 森林産物の利用開発及び流通に関する調査・普及
- (6) 緑の循環に関する内外諸団体との連絡及び連携
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第9章 評議委員会

(評議委員会)

第52条 当法人の認証制度の管理運営に係る事項を審議するため評議委員会を設置する。

2 評議委員会は、会長の諮問を受けて、審議し、理事会に意見を述べる。

3 評議委員は、学識経験者等のうちから理事会が選任する。

2 当法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 森林管理認証及びその生産物の生産・加工・流通に係る認証等森林認証制度の管理運営に係る事業
- (2) 国際森林認証制度との相互承認等海外の森林認証制度との連携・協同に関する事業
- (3) 持続可能な森林経営に関する調査・普及
- (4) CO₂吸収など森林機能及び森林技術の調査・普及
- (5) 森林産物の利用開発及び流通に関する調査・普及
- (6) 緑の循環に関する内外諸団体との連絡及び連携
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第9章 評議委員会

(評議委員会)

第52条 当法人の認証制度の管理運営に係る事項を審議するため評議委員会を設置する。

2 評議委員会は、会長の諮問を受けて、審議し、理事会に意見を述べる。

3 評議委員は、学識経験者等のうちから理事会が選任する。

<p>4 評議委員は10名以上25名以内とし、任期は2年以内とする。また、評議委員のうち1名を座長とし、1名を座長代理とする。</p> <p>5 評議委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>6 評議委員会は会長が招集する。</p> <p>7 評議委員会が、理事会に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。</p> <p>(1) 評議委員会の開催日時及び場所</p> <p>(2) 評議委員の出席状況</p> <p>(3) 意見の内容</p>	<p>4 評議委員は10名以上20名以内とし、任期は2年以内とする。また、評議委員のうち1名を座長とし、1名を座長代理とする。</p> <p>5 評議委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>6 評議委員会は会長が招集する。</p> <p>7 評議委員会が、理事会に意見を述べるときは、次の事項を記載した書面を提出することにより行う。</p> <p>(1) 評議委員会の開催日時及び場所</p> <p>(2) 評議委員の出席状況</p> <p>(3) 意見の内容</p>
---	---

2017 年度第 3 回理事会

<p>SGEC文書 2 2012 理事会 2018. 4. 1</p> <p style="text-align: center;">SGEC 認証制度の管理運営に関する文書</p> <p>(総 則)</p> <p>第 1 条 一般社団法人緑の循環認証会議 定款第 3 条第 2 項第 1 号の森林認証制度（以下「SGEC認証制度」という。）の管理運営については、この文書の定めるところによる。</p> <p>この文書は、2016 年 6 月 3 日付で PEFC 総会において PEFC 国際規格との相互承認が認められている。</p>	<p>SGEC文書 2 2012 理事会 2016. 1. 1</p> <p style="text-align: center;">SGEC 認証制度の管理運営に関する文書</p> <p>(総 則)</p> <p>第 1 条 一般社団法人緑の循環認証会議（以下「SGEC」という。）定款第 3 条第 2 項第 1 号の認証制度の管理運営については、この文書の定めるところによる。</p> <p>この文書は、2016 年 6 月 3 日付で PEFC 総会において PEFC 国際規格との相互承認が認められている。</p>
---	--

SGEC ロゴマークの使用要領

SGEC 附属文書
2-2 2012
理事会
2018. 4. 1

SGEC ロゴマークの使用要領

6-2 製品上使用

6-2-2-2 ロゴマークを表記する場合は、以下の様式に従い使用する。

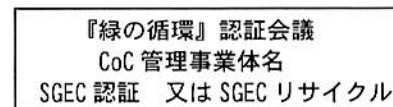


SGEC 附属文書
2-2 2012
理事会
2016. 4. 1

SGEC ロゴマークの使用要領

6-2 製品上使用

6-2-2-2 ロゴマークを表記する場合は、以下の様式に従い使用する。



ロゴマークの幅の 1.5 以内



下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：

横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内

縦：定められた必要な表記事項の範囲内

6-2-2-4 SGEC ロゴマークを使用したラベルに、「SGEC 認証」又は「SGEC リサイクル」並びに CoC 管理事業体名、認証生産物の産地名、製品の種類等及びリサイクル原料について SGEC ロゴマークの下部に表記することができる。なお、SGEC 認証材の含有率を SGEC 認証ラベルの一部として表示できる。（「X%SGEC 認証」）

6-2-3 SGEC ラベルに関する特定な要求事項

認証材、管理材及びリサイクル材の原材料が混合している一般製品の表示方法については次による。

6-2-3-2 「SGEC 認証」のラベル

認証原材料の含有率が 70%以上で、かつ、リサイクル原材料の含有率が 85%以下の原材料を含む製品を対象とする。

なお、SGEC 認証材については、PEFC ログを同時に表示することができる。但し、この場合、納品書等において、SGEC 認証材及び PEFC 認証材の両方の主張を明記しなければならない。

S6-2-2-4 SGEC ロゴマークを使用したラベルに、「SGEC 認証」又は「SGEC リサイクル」並びに CoC 管理事業体名、認証生産物の産地名、製品の種類等及びリサイクル原料について SGEC ロゴマークの下部に表記することができる。

6-2-3 SGEC ラベルに関する特定な要求事項

6-2-3-2 「SGEC 認証」のラベル

6-2-3-2-1 認証原材料、他の原材料及びリサイクル原材料（リサイクル原材料の最大含有量 85%）が混合している一般製品の表示方法については次による。

- ① 認証原材料認証率が 70%以上の場合は、SGEC 認証製品として SGEC ロゴマークを使用することができる。
- ② 認証原材料認証率が 70%未満 10%以上の場合の製品に SGEC ロゴマークを使用する場合には「X%SGEC 認証」と表記しなければならない。
但し、この場合、認証率は 10%単位（一桁は 4 捨 5 入）とすることができる。
- ③ 認証原材料認証率 10%未満の場合は、SGEC ロゴマークを使用することはできない。

	<p>6-2-3-2-2 認証材住宅の認証材の認証率（当面、構造材に占める認証材の認証率でも可、但しラベルにその旨記載）での表記については次による。</p> <ul style="list-style-type: none">① 認証率が70%以上の場合は、SGEC 認証材住宅として認証し、SGEC ロゴマークを使用することができる。② 認証率が70%未満10%以上の場合に SGEC ロゴマークを使用する場合には、「X%SGEC 認証材住宅」と表記しなければならない。 但し、この場合、認証率は10%単位（一桁は4捨5入）とすることができる。③ 認証材率10%未満の場合には SGEC ロゴマークを使用することはできない。
--	---



SGEC 認証

この製品は持続可能な森林経営から生産された認証材を原材料とする製品。但し、リサイクル材及び管理材を一部含む。
[X% SGEC 認証]

ロゴマークライセンス番号 www.sgec-eco.org/

<当分の間下記の様式も使用可能>



下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM (パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PROでもよい。)

下部の枠の大きさ：
横：ロゴマーク横幅の1.5倍以内
縦：定められた必要な表記事項の範囲内

ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』認証会議
CoC 管理事業体名
SGEC 認証

ロゴマークの幅の1.5以内



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』認証会議
CoC 管理事業体名
SGEC 認証 [X% SGEC 認証]

ロゴマークの幅の1.5以内



下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM (パソコン等で小数部印刷するときは、HG-丸ゴシック M-PROでもよい。)

下部の枠の大きさ：
横：ロゴマーク横幅の1.5倍以内
縦：定められた必要な表記事項の範囲内

ラベル名	SGEC 認証	
ラベルの解説	SGEC 認証原材料により生産された製品に表示。リサイクル材又は管理材が混入する場合には、その旨「但し書」で明示。	
SGEC 認証材原材料含有率	70%以上	
リサイクル原材料含有率及び定義等	85%以下 リサイクル材の定義は、「SGEC 文書 4 2-24 リサイクル原材料」による。リサイクル原材料の含有量の計算は ISO/IEC14021 の規定に基づく。	
管理材の定義	管理材の定義は「SGEC 文書 4 2-8 管理材」による。	
原材料の定義	原材料の定義は「SGEC 附属文書 4-1」による。	
ラベル使用上の留意事項	ラベル名、ラベル主張、ウェブサイトについて印字が困難な場合は省略可。 認証材含有率の表示可。	
<p>6-2-3-3 「SGEC リサイクル」ラベル <u>リサイクル原材料の含有率が70%以上の製品を対象とする。</u></p>		<p>6-2-3-3 「SGEC リサイクル」ラベル リサイクル原材料並びに認証原材料及び他の原材料が混合している一般製品の表示方法については次による。</p>



SGEC リサイクル

この製品はリサイクル材及び管理材を原料とする製品。

ロゴマークライセンス番号 www.sgcec-cco.org/

<下記の様式も当面使用可能>



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』 認証会議
CoC 管理事業体名
SGEC リサイクル

ロゴマークの幅の 1.5 以内

下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときには、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：
横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内
縦：定められた必要な表記事項の範囲内

- ① この製品は、少なくとも70%以上のリサイクル原材料を原材料とする。
- ② 「SGEC認証」原材料を含む。



ロゴマークライセンス番号

『緑の循環』 認証会議
CoC 管理事業体名
SGEC リサイクル

ロゴマークの幅の 1.5 以内

下部の文字：上記様式の線枠内に所用項目を記載する。

下部の文字指定：新ゴM（パソコン等で小数部印刷するときには、HG-丸ゴシック M-PRO でもよい。）

下部の枠の大きさ：
横：ロゴマーク横幅の 1.5 倍以内
縦：定められた必要な表記事項の範囲内

ラベル名	SGEC リサイクル	
ラベルの解説	リサイクル材を原材料とする製品。	
リサイクル材の定義等	SGEC 認証ラベルに同じ。	
管理材の定義	SGEC 認証ラベルに同じ。	
SGEC 認証原材料の含有率	70%以下	
リサイクル材原材料の含有率	70%以上	
原材料の定義	原材料の定義は「SGEC 附属文書 4-1」による。	
ラベル使用上の留意事項	ラベル名、ラベル主張、ウェブサイトは印字が困難な場合は省略可。 ISO/IEC14021 の規定に従ってメビウスの輪の使用可。	

6-2-4 SGEC ロゴマークを表示ツールとしての使用 (削除)

6-2-4 SGEC ロゴマークを表示ツールとしての使用

6-2-4-1 SGEC ロゴマーク（規格：本文書 3-2）を各種 SGEC 表示ツールとして使用できる。

6-2-4-2 SGEC 表示ツールの使用は次による。

- ① SGEC 認証木材・製品を表示するために、シール、刻印、押印スタンプ、標識看板、フラッグ及びシートのほか、広告宣伝用物品などに使用することができる。
- ② 認証木材・製品の保管、生産・加工、出荷など各 CoC 工程における認証生産物を明確に区分して表示するために、その所在の現場等に使用することができる。
- ③ 認証建築用材の表示として、「構造材」については部材別に、「羽柄材」、「野物」及び「造作材」については部材を束ねた「まとまり」別に等適宜な単位で、シール、スタンプ、刻印等を使用できる。

6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項

前記製品上使用の規定「6-2-2-1」及び「6-2-2-3」に準拠し、次による。



<当面の間下記の様式も使用可>



附則：2018年4月1日から施行。但し、2019年4月1日までの間は、移行期間とすることができる。

6-3-3 製品外使用の一般的な要求事項

前記製品上使用の規定に準拠することとし、「6-2-2-1」及び「6-2-2-3」による。

SGEC 認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について

2017 年度第 3 回理事会

SGEC 附属文書

4-2-2-1 2018

会長決済

2018. 4. 1

SGEC 認証材住宅及びこれに準ずる建築物の認証について

認証 CoC 認証事業者が建築する認証材を使用した住宅及びこれに準ずる建築物の認証材の認証率の計算及び認証の表示等については次により行う。

1 認証材の認証率の計算及び認証の表示等については、SGEC 文書 4-2-2「SGEC 特定プロジェクトの CoC 認証に関するガイド」の「3 プロジェクトの CoC 認証の実施」に準拠することとする。

2 この場合、当面、住宅等の特定部分を対象範囲とし、その旨を明らかにしたうえで認証率の計算及び公表を行うことができることとする。

なお、住宅等においては、木質構造部分（構造材）を対象範囲として認証率の計算を行うことができる。

附則：2018 年 4 月 1 日から施行。但し、2019 年 4 月 1 日までの間は、移行期間とすることができる。

<p>SGEC文書 4 2012 理事会 2018. 4. 1</p> <p style="text-align: center;">SGEC-CoC認証ガイドライン</p> <p>2 用語の定義</p> <p>2-28-1 クリーンウッド法 (挿入)</p> <p><u>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「ク リーンウッド法）」は2016年5月20日に公布され、2017年5 月20日に施行された。同法は、我が国又は原産国の法令に適合し て伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを 目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方 法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措 置についても定めている。（農林水産省林野庁ホームページ参照）</u></p> <p>4 デューディリジェンスシステム（Due Diligence System DDS） に関する最低限の要求事項</p> <p>4-3-5 供給品リスクの分類に使用する指標の一覧は表1～3の通 りとする。</p> <p>この場合、指標に基づき供給品のリスク評価を行うに当たって 林野庁ガイドラインに基づく<u>合法性証明及びクリーンウッド法第 6条に規定する合法木材等の判断基準に基づき合法木材等として 確認した場合の証明資料を検証の上活用することができる。</u></p>	<p>SGEC文書 4 2012 理事会 2016. 1. 1</p> <p style="text-align: center;">SGEC-CoC認証ガイドライン</p> <p>2 用語の定義</p> <p>4 デューディリジェンスシステム（Due Diligence System DDS）に関する最低限の要求事項</p> <p>4-3-5 供給品リスクの分類に使用する指標の一覧は表1～3 の通りとする。</p> <p>この場合、指標に基づき供給品のリスク評価を行うに当た って、林野庁ガイドラインに基づく<u>合法性証明を検証の上活 用することができる。</u></p>
---	--

SGEC/PEFC 顕彰に関する文書

2017 年度第 3 回理事会

<p>SGEC 附属文書 5-2 2012 会長決済 2018. 4. 1.</p> <p style="text-align: center;">SGEC/PEFC 顕彰に関する文書</p> <p>2 顕彰の基準</p> <p>(4) その他 SGEC/PEFC 認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者、若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者</p> <p><u>また、上記以外に、SGEC/PEFC 森林認証製品の適正な利用を促進する事業所を優良事業所として証することができる。</u></p> <p>3 顕彰の推薦及び決定</p> <p>顕彰（感謝状又は表彰状の贈呈）の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC 専門部会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC 評議委員会の意見を聴き、SGEC 理事会で顕彰する者を決定する。</p> <p>なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者と</p>	<p>SGEC 附属文書 5-2 2012 会長決済 2017. 4. 1.</p> <p style="text-align: center;">SGEC/PEFC 顕彰に関する文書</p> <p>2 顕彰の基準</p> <p>(4) その他 SGEC/PEFC 認証制度・認証材の普及・啓発に多大の貢献があった者、若しくはコンテスト等において優秀な成績を収めた者</p> <p>3 顕彰の推薦及び決定</p> <p>顕彰（感謝状又は表彰状の贈呈）の推薦及び決定は、別紙様式により認証関係団体他各界の推薦に基づき、SGEC 専門部会で調査・審議して顕彰を推薦する候補者を決定し、SGEC 評議委員会の意見を聴き、SGEC 理事会で顕彰する者を決定する。</p> <p>なお、コンテスト等において優秀な成績を収めた者等に関しては、会長が指名する有識者で構成するコンテスト等の選考委員会において別紙様式により推薦を受けた者を顕彰する者</p>
--	--

<p>して会長が決定する。 <u>また、前項 SGEC/PEFC 森林認証製品の適正な利用を促進する 優良事業所は会長がこれを決定することができる。</u></p>	<p>として会長が決定する。</p>
--	--------------------

SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3. 1. 2」及び「II. 3. 2. 2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」(廃止)

2017 年度第 3 回理事会

<p>SGEC附属文書 2-10-4 2015 理事会 2018. 4. 1</p> <p>SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3. 1. 2」及び「II. 3. 2. 2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」<u>(廃止)</u></p>	<p>SGEC附属文書 2-10-4 2015 理事会 2016. 11. 1</p> <p>SGEC 附属文書 2-10-4 「SGEC 附属文書 2-10 「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「II 3. 1. 2」及び「II. 3. 2. 2」の「SGEC 森林管理基準適合性確認事項について」</p>
---	---

新たに挿入文書

SGEC 運用文書「5」-2「森林管理認証審査の検証規格及びCoC審査検証規格の現地確認事項（参考）」

<p>SGEC附属文書 2-10 2014 理事会 2018. 4. 1</p> <p>SGEC・認証規格に基づく 認証業務を行う認証機関に関する要求事項</p> <p>II 森林管理</p> <p>3.2.2認証審査工数の決定（初回、更新）</p> <p>SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドラインに基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。</p>	<p>SGEC附属文書 2-10 2014 理事会 2016. 1. 1</p> <p>SGEC・認証規格に基づく 認証業務を行う認証機関に関する要求事項</p> <p>II 森林管理</p> <p>3.2.2認証審査工数の決定（初回、更新）</p> <p>SGEC森林管理認証基準・指標・ガイドライン及び別に示す</p> <p>「SGEC森林管理基準適合性確認事項」に基づき、文書及び現地確認を実施するのに必要な工数を各認証機関が決定する。</p>
--	---

20180620 SGEC 定時社員総会資料 3. 議案第 4 その他

役員改選

SGEC 理事・評議委員の交代・選任

SGEC 理事・評議委員会委員一覧（総会決定以降版）

総会資料3. 議案第4 役員改選（結果表）

SGEC理事の交代、退任

2018年6月5日 理事会決定(案) 2018年6月20日総会へ提案☑

2018年6月20日 総会承認

期中交代

	SGEC 役員等	氏名	備考
退任	理事	上河 潔	日本製紙連合会
新任 (交代)	理事	奥田 辰幸	日本製紙連合会

退任

	SGEC 理事	氏名	備考
退任	理事	武内 晴義	前 NPO法人 PEFCアジアプロモーションズ
退任	理事	坂東 正一郎	(一社)全国木材組合連合会

定款の理事定員：3-25名

6月5日現在の理事数：21名

SGEC評議委員の交代、退任

総会でS評議委員会委員定数増が承認され、下記委員の新任が確定した。

SGEC評議委員の交代、新任案（委員定数増加を前提として）

2018年6月5日 理事会決定

2018年6月4日 評議委員会からの対理事会提案

期中交代

	SGEC 評議委員会委員	氏名	備考
退任	委員・座長代理	桂川 裕樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所
新任 (交代)	委員・座長代理	柳田 真一郎	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所

新任

	SGEC 評議委員会委員	氏名	備考
新任	委員	岡田 清隆	(一社)日本木材輸入協会
新任	委員	上河 潔	紙パルプ専門家
新任	委員	渡辺 綱男	(一財)日本自然環境研究センター

SGEC文書の定款；評議委員定数改訂（別冊定款改訂案）後に有効

定款の評議委員会定員：10-20名 > 変更案 10-25名

SGEC 理事・監事	氏名	備考(所属等)	
会長 理事	佐々木恵彦	(公財)国際緑化推進センター	
副会長 理事	木平 勇吉	東京農工大学名誉教授	
副会長理事	前田 直登	(一社)日本林業協会	
理事	篠原 明	森林労連 書記長	
理事	大木美智子	(一財)消費科学センター	
理事	箕輪 光博	東京大学名誉教授	
理事	沖 浩	(公財)森林文化協会	
理事	梶谷 辰哉	(公社)国土緑化推進機構	
理事	奥田 辰幸	日本製紙連合会	交代
理事	川喜多 進	日本合板工業組合連合会	
理事	酒井 秀夫	東京大学名誉教授	
理事	志賀 和人	筑波大学教授	
理事	津元 頼光	(一社)日本治山治水協会	
事務局 長理事	中川 清郎	SGEC事務局長	
理事	片岡 明人	(一社)日本木造住宅産業協会	
理事	平之山俊作	全国森林組合連合会	
理事	廣瀬 道男	(公財)オイスカ	
理事	森田 一行	学識経験者	
専務 理事	山田 寿夫	学識経験者・SGEC事務局	
監事	井上 幹博	(一社)木材情報センター	
監事	萩原 宏	学識経験者	

(注:武内理事、坂東理事は退任)

2018年度評議委員会委員名簿 2018年6月5日第1回理事会決定
2018年6月20日総会(定員増承認で有効)

SGEC 評議委員会	氏名	備考	
委員・座長	田中 潔	大日本山林会	
委員・座長代理	柳田 真一郎	国立研究開発法人 森林総合研究所	交代
委員	赤尾 信敏	(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)	
委員	天野 彰	(株)アトリエ・フォア・エイ	
委員	安藤 直人	東京大学名誉教授	
委員	大熊 幹章	東京大学名誉教授	
委員	大石美奈子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)	
委員	岡田 清隆	(一社)日本木材輸入協会	新任
委員	叶 芳和	日本経済大学大学院	
委員	上河 潔	紙パルプ専門家	新任
委員	興梠 克久	筑波大学准教授	
委員	立花 敏	筑波大学准教授	
委員	坂本 有希	(一財)地球・人間環境フォーラム(GEF) 企画調査部長・理事	
委員	水田 勇司	森林労連	
委員	田中 隆	元日本適合性認定協会	
委員	出島 誠一	(公財)日本自然保護協会	
委員	羽賀 正雄	元林野庁	
委員	葉山 政治	(公財)日本野鳥の会	
委員	日比 保史	(一社)コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	
委員	藤原 敬	(一社)ウッドマイルズフォーラム	
委員	山縣 睦子	MORIMORI ネットワーク	
委員	山崎 信介	(一社)日本林業経営者協会	
委員	渡辺 綱男	(一財)日本自然環境研究センター	新任

20180620 総会資料 別冊

先住民アイヌ民族関係資料（2017年度の経緯）

別冊

2017年度 SGEC 第3回理事会・評議委員会提出資料

先住民アイヌ民族関係資料

2017年10月30日付け受信文書（和訳）

ベン・ガニバーグ PEFC 評議会事務局長から中川 SGEC 事務局長あて（和訳）

件名：PEFC 承認条件-SGEC

2017年9月29日付送信文書

中川SGEC事務局長からベン・ガニバーグPEFC評議会事務局長あて（和文）

件名：SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正の経緯
（SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順
の改正）

2017年9月26日制定

文書名：SGEC 運用文書「3」-1

「SGEC 文書3」の「基準 5-1-5」（アイヌ民族）に係る認証審査手順

2017 年9 月29日

PEFC CEO 事務局長
ベン ガニバーグ 殿

一般社団法人
緑の循環認証会議 (SGEC)
理事・事務局長 中川清郎

**SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正の経緯
(SGEC運用文書「3」-1 「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順 の改正)**

SGEC は、2016年6月3日付で開催されたPEFC総会において、SGEC認証制度の相互承認に当たり、提示された「動議7」(*)に基づく要求に対応するために、既に同年10月30日付でPEFCに報告した通り、北海道アイヌ協会と協議を行い、同年10月14日開催のSGEC 理事会において策定した認証審査手順に基づき認証業務を実施してきた。

なお、北海道アイヌ協会との協議に当たっては、SGECとしては今後も認証機関の認証状況を踏まえて認証審査手順について更に検討していく旨表明してきた。

このことを踏まえ、2017年度SGEC事業計画(**)において「特に、アイヌ民族に関連する規格については、認証状況について検証しつつ、また北海道アイヌ協会の意見を聴きつつ認証審査手順について検討を行う」旨定め、今回、この事業計画に基づき、認証手順について、別添のとおり、北海道アイヌ協会と協議を行い、必要な手続きを経て、その一部を改正したのでその経過を報告する。

なお、北海道アイヌ協会からは、今回の2017年改正規格について当面の規格としては認めるが、来年度以降、アイヌ民族に係る認証規格について国際規格等を検証し、その結果を踏まえ、更なる検討を行うべきとの要請を受けている。

SGECとしては、来年度以降、専門部会の中に、北海道アイヌ協会、環境NPO、学識経験者、行政経験者、海外勤務経験者等によって構成される作業部会を設置し、議論を重ね、より実態に即した認証審査手順の策定に向けて努力することとしている。

但し、今回設置を予定する作業部会の審議については、専門部会における審議経過からみて、ILO169、及び先住民に関する国際連合宣言の遵守を強く求めており、土地や森林資源の所有権の問題にまで及ぶことは必至で、国内法はもとより国際若しくは国内慣習法の範囲を超えることが予測される。

従って、作業部会の審議に当たっては、認証機関の認証審査状況、各界の識者からの意見の聴取、関係国内法令の動向等を勘案しつつ審議する必要があり、短期間で各委員の理解と納得を得た合意を得ることは難しい場合も考えられる。また、各委員の意見のとりまとめに当たって、全員の合意は得られず少数意見を付すことにならざるを得ない場合も考えられる。

しかしながら、SGEC森林認証制度の信頼性を確保するために、必要な調査・審議を進め、極力短期間で作業部会としての合意が得られるよう最善の努力を払うこととしている。

具体的な改正規格及びその審議経過は別添のとおりである。

(*)<PEFC 総会 動議7 日本—SGEC 制度の承認> 抜粋

日本における PEFC 認証管理団体である緑の循環認証会議 (SGEC) は、2015 年 5 月に、PEFC 要求事項に対する SGEC 森林管理認証制度の審査請求を提出した。TJ コンサルティング社による審査報告書に基づき、PEFC 理事会は、次の 2 つの事項が制度の承認後 6 カ月以内に達成されることを条件として、SGEC 森林認証制度を承認することを PEFC 総会に提案することを決定した。

- a) SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。

() <2017 年度 SGEC 事業計画 (2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日)> 抜粋**

3 国際化された SGEC 認証制度の普及・定着

次により国際化された SGEC 認証制度及び PEFC 評議会から管理委託を受けた PEFC 認証制度の円滑な普及に努める。

(1) SGEC 認証規格の制度の円滑な定着に向けた検証

SGEC 認証規格について現地に適用する上で問題点が提起された場合には、専門部会において検討し、SGEC 認証規格に基づく認証が円滑に実施されるよう努める。

特に、アイヌ民族に関連する規格については、認証状況について検証しつつ、また北海道アイヌ協会の意見を聴きつつ認証審査手順について検討を行う。

別添

SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドラインの改正の経緯

SGEC運用文書「3」-1 「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順の改正

目次

- 1 作業用原稿の策定
- 2 アイヌ民族に関する森林認証規格「基準 5-1-5」に係る認証審査手順について北海道アイヌ協会との協議
 - (1) 第1回
 - (2) 第2回
- 3 講演会「北海道アイヌ民族を理解するために」を開催
- 4 専門部会の開催
- 5 評議委員会の開催
- 6 理事会の開催

1 作業用原稿の策定

SGEC森林管理基準5-1-5に係る運用規定（審査手順）について、認証業務を通じて現地でアイヌ関係団体と協議してきた認証機関、並びに昨年現行規格を策定するにあたって意見を述べていただいた関係機関、学者及びNPOの方々の意見を聴取し、その結果を踏まえ、別紙1の作業用原稿を策定した。

意見を聴取した機関（意見を聴いた者 SGEC事務局長中川清郎、部長三島征一）

(1) 森林管理認証機関（敬称略）

- ・日本森林技術協会
2017年6月28日 日本林業森林技術協会・会議室 担当責任者
- ・SGS ジャパン
2017年6月30日 SGS ジャパン・会議室 担当責任者
- ・日本ガス機器検査協会（JIA）
2017年6月28日 日本ガス機器協会・会議室 担当責任書

(2) 北海道関係者

- ・北海道庁
2017年7月31日 森林計画担当局長室 森林計画担当局長他
- ・北海道森林管理局
2017年7月31日 北海道森林管理局長室 局長他
- ・北海道行政機関及び林業・木材関係団体
2017年8月2日 北海道庁会議室
北海道森林管理局、北海道庁及び北海道林業・木材関係
団体（23名出席）

(3) 林野庁森林・林業行政担当者

- ・2017年6月28日 林野庁・会議室 首席森林計画官他

(3) 北海道大学アイヌ・先住民研究センター

- ・2017年7月31日 北海道大学 アイヌ・先住民研究センター・研究室
落合准教授研究室 落合研一准教授

(4) 2016年度規格策定について意見を述べてた NGO

- ・熱帯林行動ネットワーク（JATAN）
2017年7月6日 SGEC事務局・会議室 川上豊幸他
- ・（一財）地球・人間環境フォーラム
- ・2017年6月29日 地球・人間環境フォーラム・会議室 坂本有希

2 アイヌ民族に関する森林認証規格「基準 5-1-5」に係る認証審査手順について北海道アイヌ協会との協議

(1) 北海道アイヌ協会との SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る 第 1 回協議 記録

- 1 日 時 2017 年 8 月 17 日 13:30~14:30
- 2 場 所 北海道アイヌ協会
- 3 出席者 北海道アイヌ協会 事務局長 佐藤幸雄 (敬称略)
緑の循環認証会議 (SGEC) 事務局長 中川清郎、国際部長 三島征一
- 4 協議事項 SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る運用規定 (作業用原稿) について
(協議内容)

○ SGEC 事務局長 (別紙作業用原稿に基づき説明)

- (1) SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る運用規定について、認証業務を通じて現地でアイヌ関係団体と協議してきた認証機関、並びに昨年現行規格を策定するにあたって意見を述べていただいた学者及び NPO の方々のご意見を聴取し、その結果を踏まえ、別紙(作業用原稿案 掲載割愛)の通り改正したい。
- (2) 今回の規格改正は、2016 年 8 月 10 日の貴協会との協議等、及び同 10 月 3 日の GEC 専門部会の席上貴協会から指摘のあった次の点について検討した。
 - ①未批准の「ILO169」号条約及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」について「尊重する」としたことは、その扱いが曖昧であり、「遵守する。」とするべきである。
 - ②また、FPIC のプロセスを具体的に規定するべきである。
 - ③更に、FSC の規格と比較検証して決めるべきである。
- (3) 今回の規格改正の基本的考え方としては、次の通りとした。
 - (2) の①については、遵守すべき国際法に、その 27 条で「少数民族の文化の享有権」を規定している「国際人権規約自由権規約」を追加するとともに、「国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成若しくは生成されつつある慣習法における権利に十分留意しなければならない」旨を追加する。
 - 同②については、アイヌの人々の慣習の保全や心のよりどころとなっている場所の保全などについて、具体的に例示するとともに参考資料を列挙する。
 - 同③については、2018 年度から実施が予定されている FSC 規格の実施状況を踏まえ更に検討したい。
- (4) 以上のことから 次の考えのもとに主な改正事項は次の通りである旨説明した。
 - 1) 森林管理者は、現規格の規定する通り、認証取得予定森林が所在する地域の

アイヌの人々の地域組織をステークホルダーとして特定すること。

2) 森林管理者は、現規格の規定する通り、地域の組織に対して、次の事項について説明協議する場合は、FPICに従って行うこと。

①現規格通り、森林管理計画の伐採計画、林道計画等の内容について十分説明すること。

②アイヌの人々の森林内で行われる慣習及び心のよりどころとなっている場所が保全されること等アイヌ民族の文化、慣習が保全せれること。

③なお、明治時代、即ち、100 数十年前に決められた土地所有権等の問題については、現状においては国際慣習法上「生成されつつある権利」として認めることは困難であるとの見解もあり、土地所有権等については本規格では規定しない。

3) 今後とも、いろいろな情勢を踏まえ指摘される課題にたいしては、検討し、規格の見直しを行うこととしたい。

(5) なお、9月には、本規格改定案を基にして、SGEC 専門部会、同評議委員会、同理事会において審議し、その採否を決定することとしている。なお、専門部会の開催に当たっては、昨年の専門部会に出席していただくか、若しくは別の場で意見を述べていただいた学識経験者やNPOには出席案内を行う予定である。

(6) また、アイヌ民族に係る規格を運営するに当たっては、アイヌ民族の実態を十分理解をして認証業務を行うことが重要である。については、専門部会開催時に講演会を開催したいと考えているので、アイヌ協会において講師として適任者を派遣して頂きたい。

○アイヌ協会事務局長（意見）

今回の改正規格案は、現行規格に対して一歩前進であると評価する。今回、提示された改正案は、運用規定となっているが、今後の実際の森林認証に認証の規格として運用されということで理解してよいか。

但し、今日、説明を受けたが、北海道アイヌ協会としては、今回の改正案を持って完全に了とすることはできない。今後、FSCで検討されている規格も来年度は実施されると聴いており、これを検証するとともに、国際規格等を十分検証し、SGECの規格について、更なる検討が必要であると思慮されるので、速やかに検討がなされるよう要請する。

なお、講師の派遣要請については検討したい。

○SGEC 事務局長（回答）

今回提示した改正規格は、SGEC 審議決定の手続きを経て、今後の実際の認証の規格として運用する予定となっている。

また、北海道アイヌ協会の意見、FSC 規格の実施状況及び SGEC 認証実施状況を踏まえつつ、更に、今後、規格の検討・見直しを行っていきたい。

なお、先ほどお願いした講師派遣については、よろしくご検討をお願いしたい。

(2) 北海道アイヌ協会との SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る第 2 回協議 記録

1 日 時 2017 年 9 月 5 日 16:00～17:00

2 場 所 北海道アイヌ協会

3 出席者

北海道アイヌ協会

副理事長阿部一司 事務局長 佐藤幸雄 (敬称略)

緑の循環認証会議 (SGEC)

会 長 佐々木恵彦 事務局長 中川清郎

国際部長 三島征一、 認証部長 瀬川宗生

4 協議事項 SGEC 森林管理基準 5-1-5 に係る運用規定について

(協議内容は 2017 年 8 月 17 日と同趣旨)

○アイヌ協会副理事長 (意見)

当面の改正案としては了承する。

今回の当北海道アイヌ協会への協議、また、アイヌ民族への理解を深めるために講演会の開催については、SGEC の努力を多とする。森林認証制度を通じてアイヌ民族の文化や慣習が保全され、理解されることを期待している。

但し、先ほど国際慣習法について説明があったが、北海道アイヌ協会としては、2008 年の国連総会の補助機関である「人権理事会」に於いて「特にアイヌの人々の土地及びその他の権利の再検討と、それらの権利と「先住民の権利に関する国際連合」との調和」について勧告されており、その実現がアイヌ協会の活動の原点であることを理解願いたい。

このことを踏まえて、今後、認証規格等の検討を願いたい。

○SGEC 事務局長 (回答)

阿部副理事長の発言の趣旨は十分理解する。

ただ、SGEC 認証制度はあくまでも民間の任意の認証制度であることもご理解願いたい。SGEC としては、民間制度としてできる限り、先ほどの発言の趣旨に沿うよう努力したい。

SGEC 認証制度が、北海道において広く普及し、北海道アイヌ民族文化や慣習について、保全され、より深く理解されるための一助になればと考えている。

今後とも、アイヌ協会とは協議を重ね、より良い認証規格としていきたいので宜しくお願いする。

3 講演会「北海道アイヌ民族を理解するために」を開催

講演会を下記の通り開催した。

本講演会は、SGEC認証制度関係者のアイヌ民族を理解するうえで極めて有意義であった。

(1) 趣旨

北海道アイヌ民族に対する理解を深め、SGEC認証規格のアイヌ民族関連規格が適正に運用されるよう資する。

(2) 演題

アイヌ民族について

～先住民としてのアイヌ民族に対する理解を深めるために～

(3) 開催日時

2017年9月6日 10:30～12:00

(4) 実施場所

東京 永田町ビル 4F 日本治山治水協会・会議室

(5) 講師（敬称略）

北海道アイヌ協会 副理事長 阿部一司

事務局長 佐藤幸雄

(6) 参加者

SGEC 理事、評議委員、専門委員、認証機関、NPO、行政機関

参加人員 40名

4 専門部会の開催

2017年度 SGEC 専門部会は下記の通り開催され、アイヌ民族に関する森林認証規格「基準 5-1-5」に係る認証審査手順（改正案）についての最終原稿が合意された。

1 開催経緯

専門部会は、「アイヌ民族に関する森林認証規格（基準 5-1-5）に係る運用規定で定める認証審査手順」の改正を、2016年10月30日付で開催した専門部会において決定した同手順の改正と位置づけ、SGEC 会長が任命している専門部会に、昨年度開催した専門部会で意見をいただいた北海道アイヌ協会、NPO、学識景観者、行政機関の各機関に参加を求めて開催した。なお、ホームページ上で専門部会の開催を周知し、参加者を公募した。今回の専門部会参加者は別表の通りである。

2 専門部会の開催

(1) 日時 2017年9月6日 13:30～15:00

(2) 場所 一般社団法人日本治山治水協会・大会議室
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル 4F

(3) 審議事項

「昨年度策定した「SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順」の改正案（別紙）を作業用原稿として提案

(4) 審議内容

審議に結果、提案された作業用原稿（別紙）を一部修正（アンダーラインの部分）の上、最終原稿として決定された。

但し、最終原稿を決定するにあたっては、改正審査手順に基づく認証機関の認証状況、2018年4月から施行が予定されるFSC規格の実施状況及び国際規格を検証し、来年度以降、最終原稿の改正について更に検討することが条件として付された。

なお、本最終原稿は、今後、評議委員会で意見を聴いて、理事会で決議する手続きをとる旨説明された。

(5) 専門部会出席者

専門部会の開催案内を行うにあたって、(3)の審議事項を提示し、欠席する場合は事前に意見を求めた。

専門部会出席者（別表）

区分	出席者数	備考
専門委員	15名	会長が任命した専門委員
オブザーバー	6名	オブザーバーは専門委員としての任命を希望しない者。但し、自由に発言できることとし、専門委員はオブザーバーの発言を踏まえて決議権を行使した。参加機関：北海道アイヌ協会、熱帯林行動計画（JATAN）林野庁他
計	21名	

専門部会委員

(敬称略)

出欠	氏名	所属
出	永田 信	大日本山林会 (元東京大学教授)
出	興梠 克	筑波大学准教授
欠	立花 敏	筑波大学准教授
出	尾方 伸次	日本合板検査会
	田中 隆	元日本適合性認定協会
出	佐々木亮	全国木材検査・研究会
出	周藤 眞	元林野庁
出	水田 勇司	森林労連
出	坂本有希	(一財)地球・人間環境フォーラム
出	大石美奈子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談協会 (NACS)
欠	仲 建三	元国際緑化推進センター
欠	荒井 秀夫	国土緑化推進機構
出	篠原 宏	日本林業協会
出	片岡辰行	日本集成材工業協同組合
欠	川喜多進	日本合板工業組合連合会
出	小笠原哲彦	王子木材緑化(株)
出	森田一行	全国木材組合連合会
欠	富山 洋	全国森林組合連合会
出	日比野義光	日本フローリング工業会
欠	趙 川	日本木材輸出振興協会
出	太刀川 寛	日本製紙株式会社
出	中尾由一	元国産認証材利用促進協議会

注：欠席者には事前に意見の聴取

SGEC 文書 2 SGEC 認証制度の管理運営に関する文書 (抜粋)

(専門部会)

第 25 条 会長は、第 3 条で規定する認証規格の制定 (改正) に関する最終原稿の策定及び関連事項の調査を行うために専門部会を設置する。

2 専門部会は、会長の諮問を受けて前項で規定する事項の審議を行う。

3 専門委員は、専門的知識を有する学識経験者他広く関係するステークホルダーから会長が任命することとするが、具体的には別途附属文書で定める。

オブザーバー出席者 (敬称略)

氏名	所属
阿部一司他 1	北海道アイヌ協会副理事長、同事務局長
川上豊幸他 2	熱帯林行動ネットワーク (JATAN)
林野庁担当官 4	林野庁森林計画課企画官他

5 評議委員会の開催

(1) 日時 2017年9月15日 13:30~15:00

(2) 場所 一般社団法人日本治山治水協会・大会議室
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル 4F

(3) 出席者

評議委員 別紙

評議委員会の開催案内を行うにあたって、(3)の審議事項を提示し、欠席する場合は事前に意見を求めた。

(3) 審議事項

昨年度策定した「SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」に係る認証審査手順」の改正案（別紙）として、専門部会で合意した最終原稿を提案

(4) 審議内容

審議に結果、提案された最終原稿について、その内容については特に意見は付されなかった。

なお、今回の改正審査手順は、去る9月6日に開催された専門部会において、その合意に当たって、「来年度以降、認証機関の認証状況等を踏まえ更に検討すること。」の旨の決議がなされたが、この件に関しては、専門部会の中に、北海道アイヌ協会、環境NPO、学識経験者、行政経験者、海外勤務経験者等によって構成される作業部会を設置し、議論を重ね、より実態に即した認証審査手順の策定に向けて努力するべきである旨の意見が付された。

役職	氏名	備考
	赤尾 信敏	(公財)地球環境戦略研究機関 (IGES)
	天野 彰	(株)アトリエ・フォア・エイ
	安藤 直人	東京大学名誉教授
	大熊 幹章	東京大学名誉教授
	大石美奈子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)
座長代理	桂川 裕樹	国立研究法人 森林総合研究所
	叶 芳和	日本経済大学大学院
	興梠 克久	筑波大学准教授
	立花 敏	筑波大学准教授
	坂本 有希	(一財)地球・人間環境フォーラム
	水田 勇司	森林労連 (新任)
座長	田中 潔	大日本山林会 (新任)
	田中 隆	元日本適合性認定協会
	出島 誠一	(公財)日本自然保護協会
	羽賀 正雄	元林野庁
	葉山 政治	(公財)日本野鳥の会
	日比 保史	(一社)コンサベーション・インターナショナル・ジャパン
	藤原 敬	(一社)ウッドマイルズフォーラム
	山縣 睦子	MORIMORI ネットワーク
	山崎 信介	(一社)日本林業経営者協会

6 理事会の開催

(1) 日時 2017年9月26日 10:30～12:00

(2) 場所 一般社団法人日本治山治水協会・大会議室
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル 4F

(3) 出席者

理事（理事22中出席理事17名）、幹事（監事2名中出席監事2名） 別紙
理事会の開催案内を行うにあたって、(3)の審議事項を提示し、欠席する場合は事前に意見を求めた。

(4) 審議事項

昨年度策定した「SGEC運用文書「3」-1「SGEC文書3」の「基準 5-1-5」
に係る認証審査手順」の改正案（別紙）

(5) 審議内容

審議に結果、提案された改正案について、原案の通り決した。
なお、去る9月15日に開催された評議委員会の審議において付された下記の意見については、2018年度以降の事業として実施すること決定された。

記

今回の改正審査手順は、去る9月6日に開催された専門部会において、その合意に当たって、「来年度以降、認証機関の認証状況等を踏まえ更に検討すること。」の旨の決議がなされたが、この件に関しては、専門部会の中に、北海道アイヌ協会、環境NPO、学識経験者、行政経験者、海外勤務経験者等によって構成される作業部会を設置し、議論を重ね、より実態に即した認証審査手順の策定に向けて努力することとする。

但し、今回設置を予定する作業部会の審議については、専門部会における審議経過からみて、IL0169、及び先住民に関する国際連合宣言の遵守を強く求めており、土地や森林資源の所有権の問題にまで及ぶことは必至で、国内法はもとより国際若しくは国内慣習法の範囲を超えることが予測される。

従って、作業部会の審議に当たっては、認証機関の認証審査状況、各界の識者からの意見の聴取、関係国内法令の動向等を勘案しつつ審議する必要がある、短期間

で各委員の理解と納得を得た合意を得ることは難しい場合も考えられる。また、各委員の意見のとりまとめに当たって、全員の合意は得られず少数意見を付すことにならざるを得ない場合も考えられる。

しかしながら、SGEC森林認証制度の信頼性を確保するために、必要な調査・審議を進め、極力短時間で作業部会としての合意が得られるよう最善の努力を払うこととしている

SGEC 理事・監事

2017年9月27日

役 職	氏 名	備 考 (敬称略)
理 事	大木美智子	(一財)消費科学センター
理 事	箕輪 光博	東京大学名誉教授
理 事	沖 浩	(公財)森林文化協会
理 事	梶谷 辰哉	(公社)国土緑化推進機構
理 事	上河 潔	日本製紙連合会
理 事	川喜多 進	日本合板工業組合連合会
理 事	木平 勇吉	東京農工大学名誉教授
理 事	酒井 秀夫	東京大学大学院
会 長	佐々木 恵彦	(公財)国際緑化推進センター
理 事	志賀 和人	筑波大学大学院
理 事	篠原 明	森林労連
理 事	武内 晴義	PEFC アジアプロモーションズ
理 事	津元 頼光	(一社)日本治山治水協会
事務局長	中川 清郎	学識経験者 (元日本林業協会)
理 事	片岡 明人	(一社)日本木造住宅産業協会
理 事	坂東正一郎	(一社)全国木材組合連合会
理 事	平之山俊作	全国森林組合連合会
理 事	廣瀬 道男	(公財)オイスカ
理 事	前田 直登	(一社)日本林業協会
理 事	森田 一行	学識経験者 (全国木材組合連合会)
専務理事	山田 寿夫	学識経験者 (元日本治山治水協会)
監 事	井上 幹博	学識経験者 (日本木材総合情報センター)
監 事	萩原 宏	学識経験者 (元森林林業振興会)

SGEC 運用文書「3」-1
2017年9月26日制定

「SGEC 文書3」の「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査手順

1 方針

アイヌの人々が居住している地域の森林管理に当たっては、アイヌ民族が独自の文化とアイデンティティを持つ先住民族であるとの認識のもと、森林に係るアイヌ文化を尊重することを基本とし、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO 第169号）」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条項を尊重するとともに、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法の関連条項を遵守し、国際的及び国内的な一般慣行が認められ、生成若しくは生成されつつある慣習法における権利に十分留意しつつ、FPIC（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意）に従い、アイヌの人々の地域組織と協議を行うこととする。

2 認証審査プロセス

「基準5-1-5」(アイヌ民族)に係る認証審査においては、以下のプロセスにより、森林管理者がFPICに従って公正に説明・協議を実施しているかを確認する。

- (1) 森林の管理者（以下「森林管理者」という。）は、当該地域に所在するアイヌの人々の地域組織をステークホルダー（利害関係者）として特定しなければならない。
地域組織の特定に当たっては、関係市町村や北海道アイヌ協会等の関係団体に照会する等、必要な調査を実施しなければならない。
- (2) 森林管理者は、前項で特定されたアイヌの人々の地域組織に対し、認証を取得する森林に係る森林管理計画（立木の伐採、林道開設等の計画）について、説明会若しくは通信手段等により説明し、協議しなければならない。また、森林管理者は、当該森林の管理に当たって、以下の事項について特に配慮しなければならない。
 - ① 当該森林内における狩猟、染料や食料とする草木採取等、アイヌの人々の慣習の保全。
 - ② 当該森林内におけるチノミシリ（折りの場）等、アイヌの人々の心のよりどころとなっている場所の保全。
 - ③ その他当該森林に係るアイヌ民族の文化、慣習等の保全。

SGEC 運用文書「3」-1
2016年10月14日制定

「SGEC 文書3」の「基準5-1-5」に係る認証審査手順

SGEC 文書3の「基準5-1-5」の運用に当たって、具体的な認証審査手順は次による。

- 1 北海道内に所在する森林の管理者（以下「森林管理者」という。）は、森林認証を取得するにあたって、当該地域に所在するアイヌの人々の地域の組織をステークホルダー（利害関係者）として特定しなければならない。
この場合、森林管理者は、北海道内アイヌの人々の地域の組織について、必要に応じて関係市町村、北海道アイヌ協会等関係団体より情報を得た上で対応する。
- 2 森林管理者は、森林認証を取得に当たって、前「1」項で特定されたアイヌの人々の地域の組織に対して、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて当該森林の管理について意見を聴き、協議を行わなければならない。

<参考資料> 北海道教育委員会

- ・国の指定・選定文化財一覧、北海道、市町村指定文化財一覧
- ・アイヌ文化に関連する名勝指定候補地一覧
- ・アイヌ民族の遺跡リスト
- ・(2)の配慮すべき事項に関係のあるその他のアイヌ関係資料

(3) 前項の協議がまとまらない場合は、市町村等の関係機関に助言等を求めると共に、必要に応じて現地調査、文献調査等を実施して補足説明を行う等、協議が公正にまとまるよう努めなければならない。

(4) 森林管理者は、アイヌの人々の地域組織との協議について、内容及び経緯を書面に記録し、保存しなければならない。なお、必要に応じて、双方が確認した書面を作成しなければならない。

注意書1：本基準の認証審査手順に関しては、「PEFC国際規格の持続可能な森林管理— 要求事項 (PEFC ST 1003:2010) 5.6.4 森林管理行為」に準拠するものとする。

注意書2：本審査手順は、来年度以降も、認証審査実施状況及び関係者の意見を踏まえつつ更に検討することとする。

附則

- 1 2016年10月14日制定 施行
- 2 2017年9月26日制定 施行

但し、2018年3月31日まで移行期間とすることができる。

3 森林管理者は、前「2」項の協議に当たっては、IL0169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に規定する先住民の権利等について十分に理解し、これを尊重しつつ、また、「人種差別撤廃条約」等を遵守しつつ、必要な対応を行い、公正な解決を図るよう努めなければならない。
この場合、次の事項に十分配慮しなければならない。

▽アイヌの人々の伝統的、文化的、慣習に基づく諸権利の保護

▽アイヌの人々の歴史的、人類学的、文化的及び精神的に重要性を有する場所の保護

4 森林管理者は、前「1」項から同「3」項の規定に基づき、アイヌの人々の地域の組織を特定し、その者から意見を聴き、協議を行った経過について、記録しておかなければならない。

注意書1：本審査手順は、今後、SGEC文書3の基準5-1-5の「注意書1及び2」に基づき、認証審査状況を踏まえつつ更に検討することとする。

<p>(参考)</p> <p>PEFC ST 1003:2010</p> <p>PEFC国際規格 持続可能な森林管理－要求事項</p> <p>2010年11月26日</p> <p>5.6.4 森林管理行為は、権利所有者による自由で、事前の、そして正しい情報を得た上での同意（インフォームドコンセント）なしには侵害をしてはならないILO 条約169 号および先住民族の権利に関する国際連合宣言などに記述される確立された（当てはまる場合は弁償の提供も含む）法的、慣習的、伝統的な諸権利を認めたと、実行しなければならない。権利の範囲がまだ解決されていない、または、紛争中である場合は、正当で公正な解決の工程が決められていること。その様な場合、森林管理者は、当面の措置として、認証に関わる政策や法律が定める工程、役割および責任を尊重しつつ、関係者が森林管理上の意思決定に有効な参加ができる機会を提供しなければならない。</p>	<p>(参考)</p> <p>アイヌ関連森林管理認証規格（抜粋）</p> <p>5-1-5森林管理者は、日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から、ILO169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重し、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）」及び人種差別撤廃条約を遵守するとともに、「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。</p> <p>北海道にあっては、アイヌの人々が居住する地域の森林管理者は、ステークホルダー(利害関係者)であるアイヌの地域の組織に対し、当該森林の管理について、FPICに従い、説明会若しくは通信手段等を用いて意見を聴き、協議する手順・仕組みを持たなければならない。また、協議については、前記国際条約及び国際宣言等を尊重・遵守しつつ、公正な解決を図るための手順・仕組みを併せて持たなければならない。</p> <p>この場合、北海道内のアイヌの地域の組織については、必要に応じて関係市町村、関係団体等で情報を得た上で対応することとする。</p> <p>注意書1：本基準の運用に当たっては、PEFCの規正文書に準拠するとともに、本基準で規定する「尊重」と「遵守」について、その軽重に差異を付けるものではない。</p> <p>注意書2：FPIC: Free, prior and informed consent（自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意）</p> <p>注意書3：アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指して、1997年に「アイヌ文化振興法」が制定された。また、人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の趣旨を基に、2007年に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」、2008年に衆議院及び参議院の本会議で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、政府内に「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を設置され、2009年7月に取りまとめられた報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき、今後のアイヌ政策を展開することとされた。さらに、2009年12月には、同報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、政府内に「アイヌ政策推進会議」が設置されたところであり、現在、政府において、これらの経緯を踏まえアイヌ文化の振興・普及啓発及びアイヌの人々の生活向上に主眼を置いた施策が推進されている。</p>
---	---

SGEC 中川清郎様あて

2017年10月30日

PEFC 承認条件-SGEC

清郎様

既にご存知のように、2016年6月3日にPEFC総会がSGEC認証制度を承認するにあたり、次の2条件が付されていました。

1. SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。
2. 林地転換に関し、SGEC の要求事項の文言を、PEFC の要求事項（PEFC ST 1003:2010, 5.1.11）に完全に適合したものとしなければならない。

第一の条件について、貴殿はPEFC事務局に対し、2016年10月31日付け文書、さらには最新の状況に関する2017年9月30日付け文書などのいくつかの機会を通じ、北海道アイヌ協会と協議を継続していることを示すとともに、当該条件に対応している証拠を書面で提供しました。

第二の条件について、貴殿は同事務局に対し、当該条件に対応している証拠を、2016年10月31日付けの書面で提供しました。

提出された書面と証拠を審査したところ、不適合が解消されPEFC総会の承認条件は満たされたことをお知らせいたします。

本件について質問があれば、ご遠慮なくお知らせください。

署名

ベン・ガニバーク

PEFC 評議会事務局長